

開催日時	平成 30 年 8 月 16 日（木） 10:00 ～ 12:30
科目名	裁判例を通じての特許発明の進歩性について
講師	清水 節（元知的財産高等裁判所長）
内 容	<p>特許発明における進歩性の有無をどのように考えるかは、特許法における最大の問題の一つである。多くの裁判例に示された進歩性の考え方を整理し、特許庁の審査基準も踏まえて、本件発明の認定、引用発明の選定と認定、両発明の一致点・相違点の認定、相違点に関する判断という基本的なプロセスを確認した上で、主従の引用発明の組合せの動機付け、技術分野の範囲のとらえ方、阻害事由の有無、顕著な作用効果の考慮などの問題に付いての検討を行う。長く知財裁判に携わった経験を踏まえて、できるだけ実務的な観点からの講演を行いたい。</p>